様式第１号（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

黒石市長　　　様

黒石市移住支援事業移住支援金交付申請書

黒石市移住支援事業移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を受けたいので、同要綱第５条の規定により移住支援金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏　　名 |  |  | 西暦　　　　年　　月　　日 |
| 住　　所 | 〒 | 電話  番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない。） | | | 人 |
| 移住支援金  の種類 |  | 就業 |  | 起業 |  | テレワーク |  | |

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ　誓約する |  | Ｂ　誓約しない |
| 別紙「黒石市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ　同意する |  | Ｂ　同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、黒石市に居住する意思について |  | Ａ　意思がある |  | Ｂ　意思がない |
| （就職・起業の場合のみ記載）  申請日から５年以上継続して、就業・起業する意思について |  | Ａ　意思がある |  | Ｂ　意思がない |
| （就業の場合のみ記載）  就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ　３親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ　３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）  黒石市への移住の意思について |  | Ａ　自己の意思である |  | Ｂ　所属からの命令である |

※　各種確認事項のＢに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

４　移住元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

５　東京２３区への在勤履歴　（東京２３区の在勤者に該当する場合のみ記載）

※直近１年以上かつ通算５年以上の在勤履歴を記載すること。

※東京２３区への在勤後、移住前に東京２３区以外での在勤履歴がある場合は、移住支援金の支給対象とはなりません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

６　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週 ・ 月 ・ 年　　回程度 ／ 行くことはない ／ その他（　　　　　） |

７　添付書類

（１）本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写し）

（２）次のいずれにも該当することが分かる書類（住民票の除票、退職証明書、離職票の写し等）

ア　移住する直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住し、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京２３区内への通勤をしていたこと。

イ　移住する直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住し、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京２３区内への通勤をしていたこと。

（３）就業証明書（就業の場合：様式第２号、テレワークの場合：様式第２号の２）

（４）起業に関する書類（起業支援金交付決定通知書の写し）

（５）移住元及び申請時において同一世帯であることが分かる書類（住民票の除票及び住民票）

（６）移住支援金の口座振込先を確認できる書類（通帳の写し）

（７）その他市長が必要と認める書類

※（３）及び（４）は、いずれか一方の書類が必要となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（青森県及び黒石市使用蘭） |  |

（別紙）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　あおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び黒石市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、黒石市移住支援事業移住支援金交付要綱及びあおもり移住支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）前項の報告の求めに応じなかった場合：全額

（３）移住支援金の申請日から３年未満で黒石市から青森県外に転出した場合：全額

（４）青森県企業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の交付決定が取り消された場合：全額

（６）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に黒石市から青森県外に転出した場合

：半額

（就業の場合のみ）

（７）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の交付の要件を満たす職を辞した場合

：全額

３　前項に規定する場合のほか、市から青森県内の市町村へ転出した後、青森県外に転出した場合についても、移住支援金の返還請求の求めに応じます。

---------------------------------------------------------------------------------------------------------

黒石市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

黒石市は、黒石市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、黒石市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。